

第2回 情報通信行政検証委員会
議事要旨

1. 日時

令和3年5月28日（金）13時00分～14時30分

2. 場所

中央合同庁舎第2号館 5階会議室

3. 出席者

吉野座長、鹿喰委員、原田委員、横田委員

4. 議事要旨

これまで委員会で行ってきた議論やヒアリング結果を踏まえ、報告書の取りまとめに向けて、委員間で討議を行った。その結果、引き続き、委員間で協議することとなった。

なお、討議の際、以下のような意見が出された。

- 検証では、東北新社の外資規制違反についての認識をメインに評価を行ってきたが、BS（左旋）4Kの認定、CSの承継の経緯そのものも検証の対象である。
- 国会答弁と情報流通行政局のヒアリングと検証委員会のヒアリングと東北新社のヒアリングとで、東北新社の方の話が少しずつ違っていることを考慮すべきではないか。
- 鈴木総務課長については、東北新社による相談の事実を認定するような証拠は見当たらなかったと言わざるを得ない。8月9日頃に会ったのか、会って何を言ったのかも含めて、程度の差はあるかもしれないが、あらゆる可能性が排除できないのではないか。
- 井幡課長について、東北新社とのやり取りが直接残っているのは、会食の日程調整などにとどまり、業務に直接関わるやり取りは残っていない。検証委員会のヒアリングでも、知らない、覚えていないということであった。このため、間接証拠、伝聞証拠を慎重に評価する必要があるのではないか。
- 東北新社の主張する事実の一つ一つについて、こうだからこうと認定できるわけではないものの、少なくとも井幡課長らが外資違反状態を分かっていた、その上で諸々の手続が進められてきた可能性が高いということは認められるのではないか。

- 行政プロセスは本来透明であるべきであり、証明責任は総務省にあるというのが、当委員会の立証スタンス。東北新社側からは一定の証拠が示され、総務省側からは知らない、覚えていないという話がほとんどである以上、総務省に厳しい認定とせざるを得ない。
- 東北新社の外資規制違反の話について、本当に原課だけが知っていたのかという疑問もあろうが、これまで、上位の職員が関与したと結論付けるだけの情報は把握できていない状況。そうなると、さすがに上位の者が知っていたらと評価するのは難しいのではないか。
- 決裁権限の関係からすると、情報流通行政局の局長、審議官といった上位の職員に対して東北新社の外資規制違反について説明したということもあり得るが、情報がないため判断ができないということではないか。
- 今回の外資規制違反状態を知りながら承継を認可した原因分析は、時系列を遡って、BS（左旋）4Kの総務省における施策がどうだったのか、そこに事業者がどういう文脈の中でどう関わったかといったところから行うべきではないか。
- 会食があったから行政が歪められたんですかと問われれば、会食の中で外資規制を見逃して下さいみたいなやりとりは、見つけられなかったということかと思われる。
- 東北新社は、BS（左旋）4Kについて「国の施策に協力するという判断から申請がされた」と主張するが、そういった特殊事情を認定する客観的な情報はないのではないか。
- 東北新社のBS（左旋）4Kの認定について、左旋は受信設備が必要なので、公募をしてもなかなか事業者が申請しない。表だっては言わないが、総務省も、そういった中でなんとか東北新社の申請があったというのが、当時の大前提の意識だったのではないか。
- ある一つの原因によって一つの結果が生まれたなどということは、おそくないのではないかと思うが、当時の総務省の職員と事業者との関係の近さが、背景事情となった可能性はあるのではないか。その距離感の近さは、会食を含めて築かれていった可能性があるのではないか。
- 会食の有無にかかわらず、行政がゆがんだ可能性があるが、その方が重い話である。
- 携帯電話で課長に電話して、相談を行うような関係は、普段の会食の積み重ねみたいなところから徐々に醸成されていったのではないか。

- 通報については、今回は、通報者保護の観点から、件数等を明らかにすべきではないと考える。
- 総務省のヒアリング対象者に、我々の検証の意義についての理解が、必ずしも得られなかったことが残念である。
- ヒアリング対象者の中には、当初は覚えていないと答えつつ、委員会が情報を把握したら、思い出しましたと回答を翻すような者もあり、委員会として信用し難いという心証になったのではないかと感じられた。職員のコンプライアンス意識が十分でないように感じられた。
- 第一次報告書では、2017年当時、放送法等に則って行うべき対応ができていたか、いなかったかを検証し、コンプライアンス意識や再発防止は、すべての行政の検証が終わってから行うべきではないか。
- 承継の事前相談の際に、申請書案に添付された事業計画書の別紙(3)に記載された主たる外国法人の出資者に係る議決権比率の合計は15%を超えていた。衛星・地域放送課は、この時点で外資規制に係る公告を行うよう指導ができたのではないかと。

以上